

イクタンタクシーの

乗降場所が増えました



本宮市新交通システム『イクタンタクシー』の乗降場所は、6月1日から『東北病院』を乗降場所として新たに追加し19カ所となります。

イクタンタクシー全体の乗降場所（追加の乗降場所を含む）

- ・谷病院（南町裡）
- ・よしだ内科（一ツ屋）
- ・兼合胃腸科外科医院（館町）
- ・吉田医院（馬場）
- ・国分整形外科医院（仲町）
- ・池田眼科医院（仲町）
- ・上遠野内科医院（荒町）
- ・吉田耳鼻咽喉科医院（万世）
- ・坂本クリニック（千代田）
- ・今野外科整形外科医院（万世）
- ・渡辺クリニック（高木）
- ・よしだどもクリニック（高木）
- ・東北病院（青田）
- ・本宮郵便局
- ・本宮駅
- ・本宮市役所
- ・モコステーション（旧郵便局）
- ・中條夢広場
- ・（中條、セブンイレブン脇広場）
- ・えぼか（旧本宮診療所）

◆イクタンタクシーとは？

目的地（上記の乗降場所）限定の予約制乗合タクシーです。あらかじめ利用登録をしておけば、電話で予約（乗車の時刻の30分前まで）するだけで、自宅までタクシーが迎えに来て、上記の乗降場所まで送迎します。このイクタンタクシーは、ジャンボタクシーを使用し、複数の方との乗合利用となりますので、到着時間にゆとりを持って利用してください。

【運行コース】

- ①本宮地区内線（本宮の旧大字地区から上記乗降場所への送迎）
 - ・荒井・仁井田エリア線
 - ・青田・岩根エリア線
 - ②白沢・本宮線（白沢地区から上記乗降場所への送迎）
 - ・和田・長屋・稲沢エリア線
 - ・糠沢・白岩・松沢エリア線
 - ③白沢地区内巡回線（自宅から診療所、金融機関、支所等への送迎）
- ※運行コース内を定められた時間で運行するため、乗車定員未滿でも予約をお断りし、次の便の予約となる場合もあります。

防災行政無線戸別受信機の

点検をお願いします



■一家に1台の必需品、

無償で貸与

皆さんの家庭に設置してある防災行政無線の戸別受信機は、火災や風水害、地震のときなどの緊急放送をお伝えする大切な役割があります。

また、毎日の定時放送で、市からの情報をお知らせするほか、時報として音楽を放送しています。転入などされた方で、受信機をお持ちでないご家庭には、無償でお貸しできますので市役所へ申し込みください。

■乾電池切れや液漏れにご注意

戸別受信機は、停電時にも使用できますが、乾電池が入ってなかつたり消耗していると、放送を受信することができません。「乾電池が液漏れしていたので機器が使えない」「前に壊れてしまい、そのままにしていた」などとい

うことがないよう、いざというときに備えて、日頃から点検をお願いします。

また、乾電池が消耗すると、電源表示のランプが赤色に点灯（機種によっては点滅）しますので、新しい乾電池と交換してください。消耗したまま使用すると液漏れして故障の原因となりますので十分注意してください。

■設置場所は

できるだけ高いところに直射日光があたる場所や電気製品の近くには置かず、できるだけ高い位置（最低1メートル）に設置してください。また、テレビや電子レンジなどの電磁波の発生する電気製品の近くは互いに干渉し視聴などに影響がでますので、なるべく2メートル以上離してください。

■故障の場合は無償で

修理または交換できます
受信できないなど受信機の故障の場合は、無償で修理または交換できますので、市役所へお問い合わせください。

◆問い合わせ先

生活安全課消防防災係
☎内線1120

全国一斉『子どもの人権110番』強化週間の実施について

法務省人権擁護局と全国人権擁護委員連合会は、6月28日から7月4日までの7日間、全国一斉『子どもの人権110番』強化週間として、いじめや嫌がらせ、虐待や体罰など子どもの抱える人権問題について電話相談を実施します。相談は人権擁護委員および法務局職員が応じます。秘密は守られます。お気軽にご相談ください。なお、強化週間の期間以外の日（土・日・祝日を除く）においても、午前8時30分から午後5時15分まで相談に応じますのでご利用ください。

- ◆期間 平成22年6月28日（月）から7月4日（日）までの7日間
- ◆時間 午前8時30分から午後7時まで
- ◆電話番号 0120-007-110（フリーダイヤル）
- ◆問い合わせ先 福島地方法務局人権擁護課 ☎024-534-1994

6月は『子ども手当現況届』の提出月間です

今年4月から子ども手当制度が始まりました。

子ども手当は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを社会全体で応援するため、中学校修了までの子ども1人につき月額13,000円を親などに支給する制度です。手続きが必要な方には4月下旬に認定請求書を送付していますので、ご確認ください。

今年4月分からの子ども手当を受給するためには、平成22年9月30日までに手続きが必要です。9月30日を過ぎると、請求のあった翌月分から手当が支給になりますので、ご注意ください。

※平成22年4月以降の出生・転入などにより、新たに支給資格が生じた方は、請求のあった月の翌月分から手当が支給されます。

■支給額（月額）
子ども1人当たり
13,000円

■支払い時期
原則として、毎年2月、6月、10月に、それぞれの前月分まで支給されます。

現況届の提出をお忘れなく！
児童手当と同様、子ども手当を受給している方は、毎年6月に『現況届』を提出しなければなりません。

この届は、毎年6月1日における状況を記載し、子ども手当を引き続き受ける要件があるかを確認するためのものです。現況届を提出しないと6月分以降の手当が差し止めになりますので、ご注意ください。

※現況届の提出が必要な方は、6月上旬に通知しますので、ご確認ください。

■現況届に必要なもの

- ・印鑑
- ・受給者の健康保険被保険者証のコピー（国民健康保険加入の方は必要ありません）
- ・その他、必要に応じて提出する書類があります。

◆問い合わせ先

本宮市役所子ども福祉課
（☎内線137）
白沢総合支所市民福祉課
（☎44-2114）

高齢者の相談窓口『地域包括支援センター』から

認知症対策について

地域包括支援センターでは、『認知症になっても安心して暮らせるまちづくり』を目指し、認知症対策を行ってまいります。認知症を知り、認知症の人の暮らしを地域で支えていきましょう。

認知症は、以前は痴呆症と呼ばれていた誰にでも起こりうる脳の病気です。85歳以上では4人に1人にその症状があるとされています。現在は170万人ですが、今後20年で倍増することが予想されています。

脳の機能が低下することで、『物忘れ』や『判断力の低下』などが起こり、他人とのコミュニケーションがとりにくくなったり、周りの状況にあわせた行動が取れず、家族が疲れきって共倒れしてしまうことも少なくありません。本人も自分が情けなくなったり、自分が崩れていくような不安を感じたり、大きなストレスにさらされています。

認知症を正しく理解するために

～講座等のご案内～

①認知症サポーター養成講座

認知症について正しい知識を持ち、認知症の人や家族を温かく見守る応援者養成の講座です。

- ・およそ1時間を基準とし、5人以上の集まりであればどなたでも受けられます。
- ・日時、場所は事前に打ち合わせを行い、地域に向い講座を行います。

②認知症介護家族会

『なごみ会』のご案内

認知症は特異な症状から介護の大変さ・難しさがあります。介護者同士が集まりの中で交流や助言を行っていきます。

- ・毎月第2月曜日（休日の場合は翌日火曜日）、午後1時30分～午後4時まで、中央公民館で行います。

◆申込・問い合わせ先

地域包括支援センター
（☎内線116番）

	旧本宮町・旧白沢村の合計	本宮市
	平成12年12月	平成21年12月
65歳以上の高齢者数	6,127人	7,133人
認知症高齢者推計 (県が示した割合の7.6%を 高齢者数にかけた数値)	466人	542人